



国家のネットワークシステム調達はどうか？

text : 弁護士・寺本振透(西村総合法律事務所)

【その7】

「オープン」とは何か 4

IV. 第2のライセンス形態

A. ライセンス形態の説明(繰り返し)

次に、前回より若干複雑なライセンス形態(2003年9月号(2))について検討する(図1)。すなわち、ソフトウェア製品のベンダーは、エンドユーザーおよびシステムインテグレーターのうち、当該ソフトウェア製品のソースコードをほかに開示しないこと、および、当該ソースコードを当該ソフトウェア製品のセキュリティの検証にのみ用いることを約束した者に対してのみ、当該ソースコードを開示する。ベンダーはエンドユーザーに対しても、システムインテグレーターに対しても、当該ソフトウェア製品を改変することを認めない。

B. ソフトウェア製品において 重大な欠陥が発見された場合

誰が欠陥を発見して教えてくれるのか？

このライセンス形態では、ベンダーのほかソースコードを開示された者も、ソフトウェア製品の欠陥を発見することがそれなりに可能となるかもしれない。もっとも、エンドユーザー自身はソースコードにアクセスできたとしても、欠陥を発見する能力がないことの方が多いだろう。してみると、システムインテグレーターが欠陥^{注1}を発見することに期待するほかない。また、システ

INTERNET AS SOCIAL INFRASTRUCTURE

ムインテグレーターはソフトウェア製品の改変を認められていないから、欠陥を発見する(または、発見した欠陥をエンドユーザーに対して報告する)インセンティブがあるのかわからない。

a.もし、システムインテグレーターがソフトウェア製品の欠陥をエンドユーザーに報告することによってエンドユーザーから報酬を得られるのだとしたら、その前に、かかる報告をなすことは、システムインテグレーターがベンダーに対して負う秘密保持義務^{注2}に抵触しないかどうかを慎重に検討する必要がある。

b.システムインテグレーターは、ソフトウェア製品の欠陥を発見しても、自らそれを修正することはできない。なぜなら、ソフトウェア製品を改変することの許諾をベンダーから得てはいないからである。システムインテグレーターとすれば、欠陥を発見してエンドユーザーに通知したとしても、ベンダーが対応してくれなければ、エンドユーザーから(システムの導入前なら)そんな欠陥のあるシステムは導入できないから、当該システムインテグレーターの提案するシステムの導入は契約できない」と言われてしまうか、(システムの導入後検収完了前なら)欠陥を修正するまで検収できない」と言われてしまうか、あるいは、(システムの運用および保守がなされている期間中なら)欠陥を修正するまで運用および保

守料の支払いを停止する」と言われるのが落ちである。

欠陥に関する情報の確からしさ、またはその隠蔽

システムインテグレーターは、自ら欠陥らしきものを発見したとしても、ベンダーとの間で締結したソースコード開示契約に付随する厳格な秘密保持義務に縛られているはずである。したがって、仮にソースコードの開示を受けているシステムインテグレーター同士であっても、互いに情報を交換して議論することができない。これでは、自ら発見した「欠陥らしきもの」が、本当に欠陥なのか単なる仕様なのかはよくわからない。結局、欠陥に関する情報の確からしさについては、システムインテグレーターおよびエンドユーザーともにベン

ダーに依存し続けなければならないという状況は、少しも改善されていない。

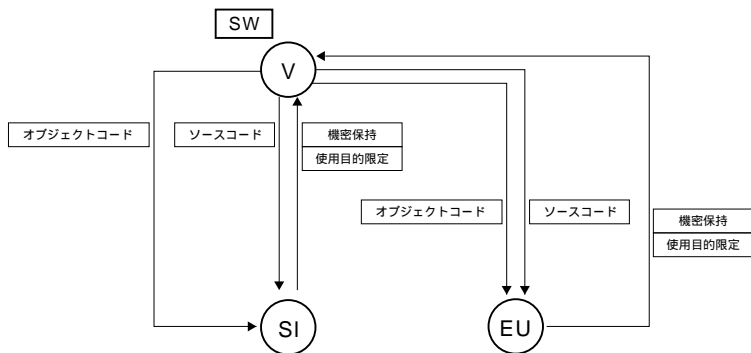
このことは、ベンダーによる欠陥の隠蔽^{注3}がなされる可能性も減らしはしない。

C.補修用ソフトウェアの配布について

補修用ソフトウェアをベンダーがすみやかに配布「できる」場合も「できない」場合も、ソースコードがまったく開示されていない場合の問題が実質的に解決されないままであることは言うまでもない。

なお、著作権法47条の2は、プログラムの著作物の複製物の所有者が、自ら当該著作物を電子計算機において利用するために必要と認められる限度において、当該著作物の複製または翻案をすることができるとする。しかしながら、プログラム

図1



注1:もし、システムインテグレーターがベンダーからソースコードの開示を受けることのできる契約を締結していなかったとしたら、エンドユーザーはあきらめるしかない。あるいは、ベンダーは、自己に都合のよいシステムインテグレーター(典型的には、欠陥が発見されたとしても当該ベンダーのソフトウェア製品を用いたシステムを構築してエンドユーザーに納入する者)にのみソ

ースコードの開示を「差別的に」行うことによって、競合製品を(または、競合製品を「も」)拒くシステムインテグレーターをエンドユーザーが選択することを躊躇させることすらできる。

注2:ベンダーとシステムインテグレーターまたはエンドユーザーとの間で締結されるであろうソースコード開示契約には、システ

ムインテグレーターおよびエンドユーザーに対して各種の秘密保持義務を負わせる条項が含まれることになるはずである。仮に、システムインテグレーターおよびエンドユーザーの双方とも同じ種類の契約をベンダーとの間で締結していたとしても、システムインテグレーターとエンドユーザーとの間の情報交換がどこまで許されるのかはわからない。

注3:「隠蔽」の語感が悪いが、隠蔽即法的に好ましくないことと割り切ってはならない。ベンダー以外の者がソフトウェア製品を改変して対策を講ずることが困難である以上、「未だ対策が講じられていない」欠陥を公表することが常に適切とは言えない(攻撃者を増やすだけかもしれない)からである。

の欠陥を補修するための改変が「翻案」にあたり得るとしても、そもそも、エンドユーザーは自らこのような改変を行うのではなくシステムインテグレーターに依頼せざるを得ないのが普通であるから、エンドユーザーおよびシステムインテグレーターにとって、同条はまったく救いにはならない。まさに、ベンダー以外の者が他人のためにプログラムを改変して配布してやるのが妨げられていることに根本的な問題が存在するのである。

V. 第三のライセンス形態

A. ライセンス形態の説明(繰り返し)

ベンダーは、システムインテグレーターのうちソフトウェア製品のソースコードをほか

に開示しないことを約束した者に対してのみ当該ソースコードを開示する。ベンダーは、システムインテグレーターに対して、当該ソフトウェア製品の改変を認める。システムインテグレーターが改変したソフトウェア製品は、エンドユーザー(オブジェクトコードのみ)およびエンドユーザーに対して保守サービスを提供する当該システムインテグレーター(ソースコードおよびオブジェクトコード)の組織内部での使用のみが許諾される(図2)。

B. ソフトウェア製品において重大な欠陥が発見された場合

誰が欠陥を発見し、教えてくれるのか?
システムインテグレーターは、ソースコードを知っているから、ソフトウェア製品の

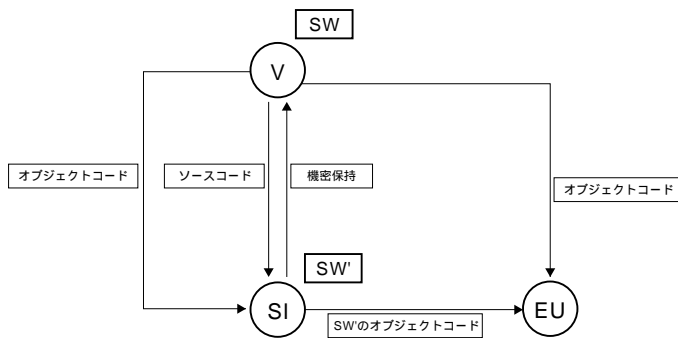
欠陥を発見できる現実的な可能性がある。また、ソフトウェア製品の改変を許諾されているし、改変したソフトウェア製品をエンドユーザーに使用させることもできるから、そのコードがスバゲッティー状態でとても手がつけられないようなものでなければ、ベンダーが動こうとしない場合でも、自らソフトウェア製品を改変するインセンプティプがある。したがって、エンドユーザーからすれば、自分が契約しているシステムインテグレーターに一定の期待を持つことができる。

欠陥に関する情報の確からしさ、またはその隠蔽

もっとも、システムインテグレーター同士の情報交換が可能でなければ、エンドユーザーは、自ら契約したシステムインテグレーターとベンダーの情報に依存するほかない。また、システムインテグレーターは、ベンダー以外の第三者の情報に依存することはできない。さらに、システムインテグレーター同士の情報交換が可能であったとしても、ベンダーと利害関係のない第三者による検証はなされ得ない。また、ベンダーとシステムインテグレーターが、共通の利益のために、欠陥に関する情報を隠すことも予想される。

C. 補修用ソフトウェアの配布について

図2



注4:もちろん、必ずしも非難されるべき利益であるとは限らない。(注3)参照。

注5:多くの場合、システムインテグレーターは継続的にベンダーに対して金銭の支払い義務を負っているだろうから、双方未履行の双務契約に該当するだろう。

補修用ソフトウェアをベンダーがすみやかに配布「できる」場合も「できない」場合も、エンドユーザーの選択肢は、ベンダーだけでなく、システムインテグレーターをも頼ることができるかもしれないという意味で、理論的には広がっている。もっとも、システムインテグレーターが改変した補修用ソフトウェアを使用するのは少数のエンドユーザーであろうから、エンドユーザー自らが実験台となるはめに陥りかねない。この点で、少数の者しか改変できないソフトウェア製品について、ベンダー以外の者が配布する補修用ソフトウェアを採用することには、なかなか踏み切れないものである。

D. ベンダーが破産した場合

ベンダーが破産した場合、ベンダーとシステムインテグレーターとの間のライセンス契約は、破産管財人によって解除されるおそれがある。だとすると、システムインテグレーターは、もはや、ソフトウェア製品を改変できなくなるかもしれない。ついでながら、システムインテグレーターが破産したならば、エンドユーザーとしては、頼る者がいない状態に陥ってしまうだろう。

VI. 何が問題なのか？

以上見てきた3つの形態とも、どうにも

不便極まりない。その原因は、第一に「誰でもがソースコードにアクセスし、誰でもが改変できる」状態にないことである。限定されただけがソースコードにアクセスして改変できたとしても、何も変わらないのである。第二はベンダーとシステムインテグレーターまたはエンドユーザーとの間のライセンス契約が、継続的なロイヤリティの支払いと、継続的に著作権を行使しないという約束とが双務関係にあるために、ベンダーの破産によって解除されるかもしれないという点にある。ライセンス契約を解除しようがなければ、ベンダーの破産は、システムインテグレーターやエンドユーザーの地位を不安定にはしなかったはずなのである。

第二の問題に対しては、ライセンス契約を「双方未履行の双務契約」とは解され難いようにする解決手段があり得る。ライセンス料を払いきりにする、ライセンス料は存在せずプログラム記憶媒体の販売対価のみをユーザーが払う等である。ソースコードが開示されない製品でも第二の問題について完全にお手上げとなるわけではない。

それに対して、第一の問題は、平時にはベンダーにとって都合がよさそうに見える(実際、多くの場合において、都合がよいはずではある)「ソースコードの秘匿」が、危機に際しては悩みの種以外のなものでもなくなるということである。

INTERNET
AS
SOCIAL
INFRASTRUCTURE



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp